
北本市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)

令和8年 月
北 本 市

目 次

はじめに	1
第1章 背景	1
第2章 行動計画の作成	2
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
2 特措法が対象とする感染症	3
3 市行動計画の作成	3
4 市行動計画の抜本的な改定	4
 I 総論	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	7
第3節 市行動計画の改定概要	9
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	10
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目	13
第1節 市行動計画における対策項目	13
第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	15
第1節 対策推進のための役割分担	15
 II 各論	20
第1章 実施体制	20
第1節 準備期	20
第2節 初動期	22
第3節 対応期	23
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	35
第2節 対応期	37
第3章 まん延防止	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	40
第3節 対応期	41
第4章 ワクチン	42
第1節 準備期	42

第2節 初動期	45
第3節 対応期	46
第5章 保健	49
第1節 準備期	49
第2節 初動期	50
第3節 対応期	51
第6章 物資	53
第1節 準備期	53
第2節 初動期	54
第3節 対応期	55
第7章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	56
第1節 準備期	56
第2節 初動期	58
第3節 対応期	59
参考 要配慮者への対応	61
用語集（五十音順）	64

はじめに

第1章 背景

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者²が確認された。

同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が改正され、新型コロナを同法の適用対象とし、同法に基づく新型インフルエンザ等対策本部の設置、基本的対処方針³の策定が行われる等、国を挙げて取り組む体制が整えられた。

一方、発生当初は、この新型コロナに対し、治療薬やワクチンのめどが立たない中、対症療法としての対策を行わざるを得ない時期であった。

また、その間の経験と反省を基に、以降は感染拡大防止と社会・経済活動との両立を目指すとともに、国では令和2年11月には、ワクチン接種の開始を見据え、新規陽性者数の多寡にかかわらず、重症者及び死者を抑制することを戦略目標とし、重症化リスクの高い高齢者等への対策等に注力することとした。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の5類感染症⁴に位置付けられた。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナに対峙（たいじ）してきたが、この経験を通じて強く認識したことは、感染症危機⁵が、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。そして、感染症危機は新型コロナ対応のみで終わるものではなく、次なる感染症危機が将来必ず発生することを改めて認識した。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 市行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症に罹患した者をいう。なお、感染者には無症状者等り患したこと無自覚な者を含む。また、陽性者とは、検査等を経て、罹患したことが判明した者をいう。

³ 特措法第18条

⁴ 感染症法第6条第6項に規定する感染症。

⁵ 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

第2章 行動計画の作成

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染力⁶の程度によっては社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

特措法は、病原性⁷が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民⁸の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市町村、指定地方公共機関⁹等¹⁰及び事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置¹¹、緊急事態措置¹²等の

⁶ 「感染力」は、病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度のこと。

⁷ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁸ 市行動計画では、特措法の内容等を記載している場合、「国民」と記載している。

⁹ 特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。

¹⁰ 指定地方公共機関及び特措法第2条第7号に規定する指定公共機関。

¹¹ 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

¹² 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 特措法が対象とする感染症

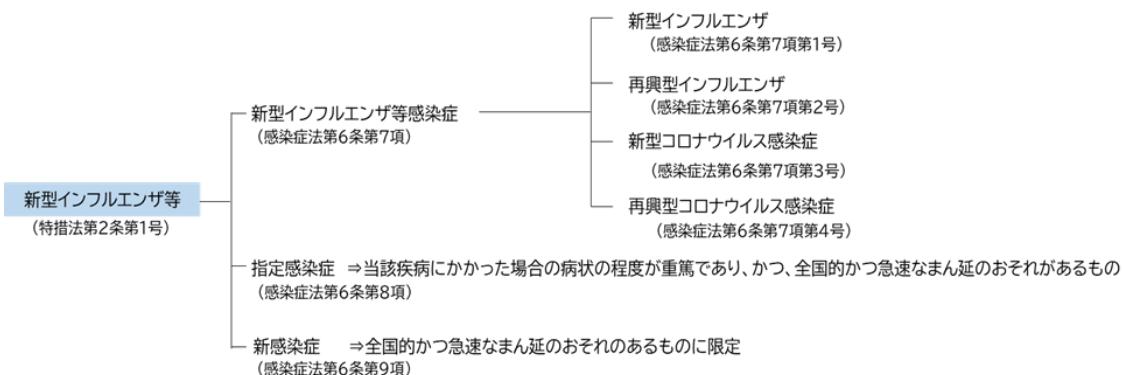
特措法の対象となる新型インフルエンザ等¹³は、以下のとおりである。

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症¹⁴
- ② 指定感染症¹⁵（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症¹⁶（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

＜新型インフルエンザ等＞



3 市行動計画の作成

平成25年6月7日、国は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を、平成26年1月、埼玉県では、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

¹³ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）のこと。市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

¹⁴ 感染症法第6条第7項

¹⁵ 感染症法第6条第8項

¹⁶ 感染症法第6条第9項

北本市では、それにあわせ、特措法第8条第1項に基づき平成26年11月「北本市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。

市行動計画は、埼玉県、近隣市町および医師会をはじめとした関係諸機関と連携し、新型インフルエンザ等の流行から市民の安全確保を目指し、健康被害の最小化に努めるための措置を示すものである。また、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する具体的な事項や、市が実施する各種措置についても規定している。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見、新型インフルエンザ等対策の経験を通じ、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

4 市行動計画の抜本的な改定

新型コロナ対応を踏まえ、国では、令和6年7月2日に、政府行動計画を抜本的に改定し、県では令和7年1月に、県行動計画を改定した。

今般、それらの改定を受け、市行動計画を改定する。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

I 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。さらに、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び市内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民の社会経済活動にも大きな影響を与えるかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者¹⁷の発生が一定の期間に集中した場合は、医療提供体制のキャパシティを超える可能性があることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹⁸。

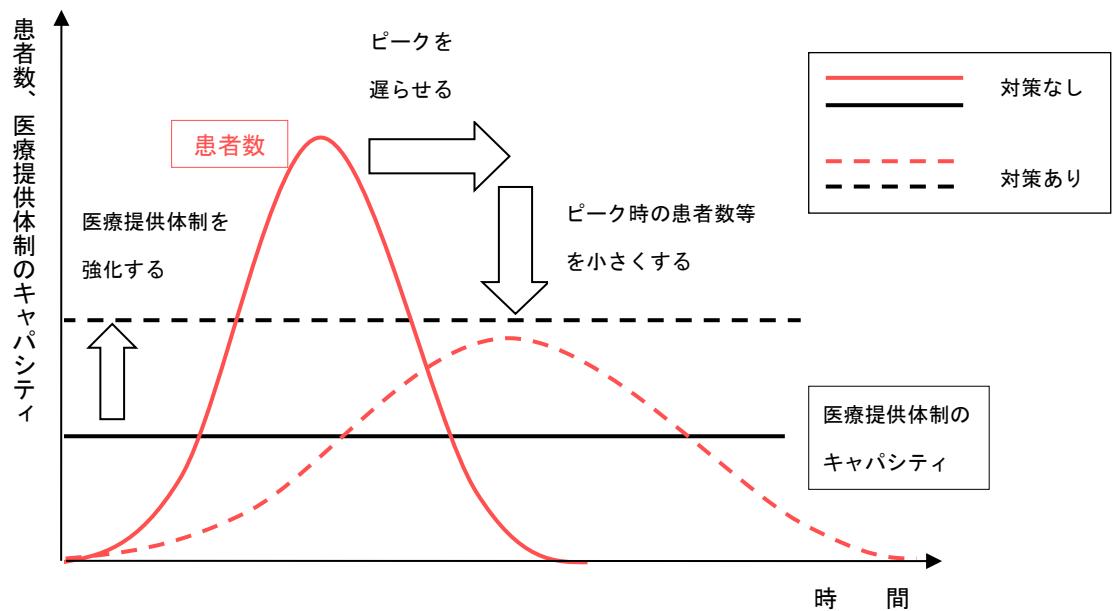
- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

市行動計画では対策の時期区分を準備期、初動期及び対応期の大きく3つとしており、このうち対応期の初期段階では、未知のウイルスに対応するため、社会活動制限による対応と市民の行動抑制を通じて、感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。

¹⁷ 新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかるいると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

¹⁸ 特措法第1条

＜対策の効果（概念図）＞



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、政府行動計画及び県行動計画に基づき、次の点を柱として対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

<時期に応じた考え方>

時 期		考 見 方
準 備 期	発生前の段階	市民に対する啓発や市による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初 動 期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	国内外で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
対 応 期	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の対応期のうち、国内の発生当初の時期では、感染リスクのある者の外出自粛や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
	国内で感染が拡大し病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を含めたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるなどを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。 ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第3節 市行動計画の改定概要

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ感染症有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。感染症有事に際しては、国及び県の基本的対処方針や、市行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、対応を行っていくこととなる。

従前の市行動計画は、平成26年11月に作成されたものであるが、今般、政府行動計画及び県行動計画の抜本改定に合わせ、市行動計画も初めてとなる抜本改正を行う。主な改定内容は以下のとおりである。

1 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置く。

2 時期区分の変更

記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分ける。

3 対策項目の充実

これまでの5項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン及び治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

4 実効性の確保

定期的な改定を行うとともに、実践的な訓練を実施する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進、市の業務改革及び DX 化等を行う。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、市民及び市内事業者（以下「市民等」という。）の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁹。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーション²⁰の観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、

¹⁹ 特措法第5条

²⁰ 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

市長を本部長とする北本市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、内閣総理大臣を本部長とする政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び県知事を本部長とする埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

北本市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する上で、特に必要と判断する場合は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備える。

7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、市は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 感染症拡大時のデジタル技術の活用

感染症危機対応には、DX の推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。

特に、感染症拡大時においては、人との直接的な接触を伴うことなく、デジタル技術によって医療をはじめとする社会経済活動の維持が期待される。

感染拡大時における相談・ワクチン接種等の整備、市や医療機関等の事務負担軽減による対応能力の強化等、あらゆるケースにおいてデジタル技術を積極的に活用する。

9 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目

第1節 市行動計画における対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主要な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

記載項目	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 実践的な訓練の実施 (2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化 (3) 国及び県との連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 (2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基本となる実施体制の在り方 (2) 緊急事態宣言の手続 (3) 市対策本部の廃止
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 (2) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報提供・共有 (2) 双方向のコミュニケーションの実施 (3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応 	

I 総論 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目

記載項目	準備期	初動期	対応期
3 まん延防止	(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	(1) 市内でのまん延防止対策の準備 (2) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等の継続	(1) 外出等に係る要請等の周知 (2) 基本的な感染対策に係る要請等
4 ワクチン	(1) 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合） (2) 接種体制の構築 (3) 情報提供・共有 (4) DX の推進	(1) 接種体制の構築	(1) 接種体制 (2) 副反応疑い報告等 (3) 情報提供・共有
5 保健	(1) 協力体制 (2) 体制整備 (3) 市民等への情報提供・共有	(1) 市民等への情報提供・共有の開始	(1) 感染症有事体制への移行 (2) 主な対応業務の実施 (3) 感染状況に応じた取組
6 物資	(1) 感染症対策物資等の備蓄	(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 (2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力
7 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	(1) 情報共有体制の整備 (2) 支援の実施に係る仕組みの整備 (3) 物資及び資材の備蓄 (4) 生活支援を要する者への支援等の準備 (5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備	(1) 生活物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け (2) 遺体の火葬・安置	(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応 (2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

第1節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、県、市町村及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する²¹。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める²²とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める²³。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議²⁴（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議²⁵の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や

²¹ 特措法第3条第1項

²² 特措法第3条第2項

²³ 特措法第3条第3項

²⁴ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

²⁵ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²⁶。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定²⁷を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定²⁸を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備する。

また、措置協定の内容とともに、県行動計画で定める各対策の実効性を確保するため、埼玉版 FEMA²⁹の訓練を毎年度実施し、関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築することにより、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることとする。

さらに、感染症有事の情報収集体制を整備するとともに、関係機関と連携のもと、諸外国の先行事例や論文等の分析を含めた調査研究を行う。

²⁶ 特措法第3条第4項

²⁷ 感染症法第36条の3第1項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。

²⁸ 感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

²⁹ 発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連絡を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。感染症危機対応において、埼玉版 FEMA は、本行動計画の実効性を確保するため、主体的な役割を果たすべき取組として位置付けており、連携協議会の委員を含め、全てのステークホルダーが不断に訓練を繰り返すことにより“関係機関同士の強固な連絡を推進”し、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関³⁰等で構成される埼玉県感染症対策連携協議会³¹（以下「連携協議会」という。）等を通じ、埼玉県地域保健医療計画³²（以下「医療計画」という。）等について協議を行うことが重要である。また、感染症法における予防計画³³に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA³⁴サイクルに基づき改善を図る。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具³⁵を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画³⁶の作成及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

³⁰ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、市行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

³¹ 感染症法第10条の2第1項に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、県内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。

³² 医療法第30条の4第1項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。

³³ 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。県では、地域保健医療計画の一部（第3部第2章第5節 感染症医療）として策定している。

³⁴ Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

³⁵ マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

³⁶ 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき³⁷、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者³⁸

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める³⁹。

6 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる⁴⁰ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

³⁷ 特措法第3条第5項

³⁸ 特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

³⁹ 特措法第4条第3項

⁴⁰ 特措法第4条第1項及び第2項

7 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める⁴¹。

⁴¹ 特措法第4条第1項

II 各論

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった対応に加え、関係機関と連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、感染症有事に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて庁内及び関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

(1) 実践的な訓練の実施

市は、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

特措法第8条に基づき、市行動計画を作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁴²。

加えて、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び平時から維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

なお、特措法第26条に基づき、市対策本部に関し、必要な事項を条例⁴³で定める。

また、市は、研修会等への参加を通じ、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成を行う。

⁴² 特措法第8条第7項及び第8項

⁴³ 北本市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月28日条例第6号）

(3) 国及び県との連携の強化

市は、国及び県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。また、必要に応じて他の市町村との連携体制を構築する。

そのほか、市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、市対策本部の設置準備を進め、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

（1）新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

国が政府対策本部を設置した場合⁴⁴や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

市は、必要に応じて、第1節（準備期）2（1）及び2（2）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

（2）迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁴⁵を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁴⁶ことを検討し、所要の準備を行う。

⁴⁴ 特措法第15条

⁴⁵ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁴⁶ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、収束するまで途中の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）を踏まえ、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、重症者・死者の極小化及び社会経済活動との両立を図りながら感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

（1）基本となる実施体制の在り方

市は、政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

ア 職員の派遣・応援への対応

市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁴⁷を要請する。

また、市は、当該市の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは他の市町村又は県に対して応援を求める⁴⁸。

イ 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁴⁹し、必要な対策を実施する。

⁴⁷ 特措法第26条の2第1項

⁴⁸ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁴⁹ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

（2）緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言⁵⁰がなされた場合は、直ちに北本市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市対策本部を設置する⁵¹。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁵²。

（3）市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁵³。

ただし、緊急事態宣言解除後も、市は必要に応じて市対策本部の設置の継続を検討する。

⁵⁰ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

⁵¹ 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

⁵² 特措法第36条第1項

⁵³ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

【市の組織】

北本市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、国による新型インフルエンザ等「緊急事態宣言」が発令された場合、北本市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市対策本部を設置し、市行動計画に基づき迅速かつ的確な対策を実施する。

① 本部長・副本部長

本部長は、市長とし（特措法第35条）、本部は北本市役所に設置する。

本部長は市内の新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認められる時は、市が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。

また、本部長が必要と認める場合は、外部関係機関職員等の出席を求めることができる。

副本部長は、副市長及び教育長とし、その職務は本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

② 部員

本部員は、8級職員、埼玉県央広域消防本部消防長とし、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

職員の配置基準は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

北本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議

市対策本部の下部組織として、北本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を設置する。

北本市保健医療福祉活動に係る専門部会

保健・医療・福祉の連携が重要であることから、分散配置されている専門職（保健師・看護師等）において保健医療福祉活動に係る専門部会を、北本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議の下部組織として設置することができる。専門部会においては、保健医療福祉活動の総合調整及び具体的な実施協力体制を整える。

なお、保健師の調整ができる立場の者を統括保健師として選任し、専門部会長とする。

【北本市新型インフルエンザ等対策本部】

構成	本部長：市長 副本部長：副市長・教育長 本部員：8級職員・埼玉県央広域消防本部消防長
役割	<p>連絡調整会議から新型インフルエンザ等に関する報告と対策の方針案（連絡調整会議が策定した対策のうち特に重要な事項）の説明を受け、実施の決定と必要な指示、命令を行う。</p> <p>(1) 緊急事態宣言、解除宣言の発表 (2) 市内公共施設の閉鎖、利用制限、市の行事の中止、延期等の決定 (3) 市職員の勤務体制の見直し (4) 新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定 (5) 臨時的な診療場所開設の決定（市内公共施設等） (6) その他重要な事項の決定</p> <p>※重要な事項であっても、緊急対応が必要な場合については、本部長と協議の上、連絡調整会議で決定し、対策本部へ報告することができるものとする。</p>
事務局	市民経済部局、こども健康部局

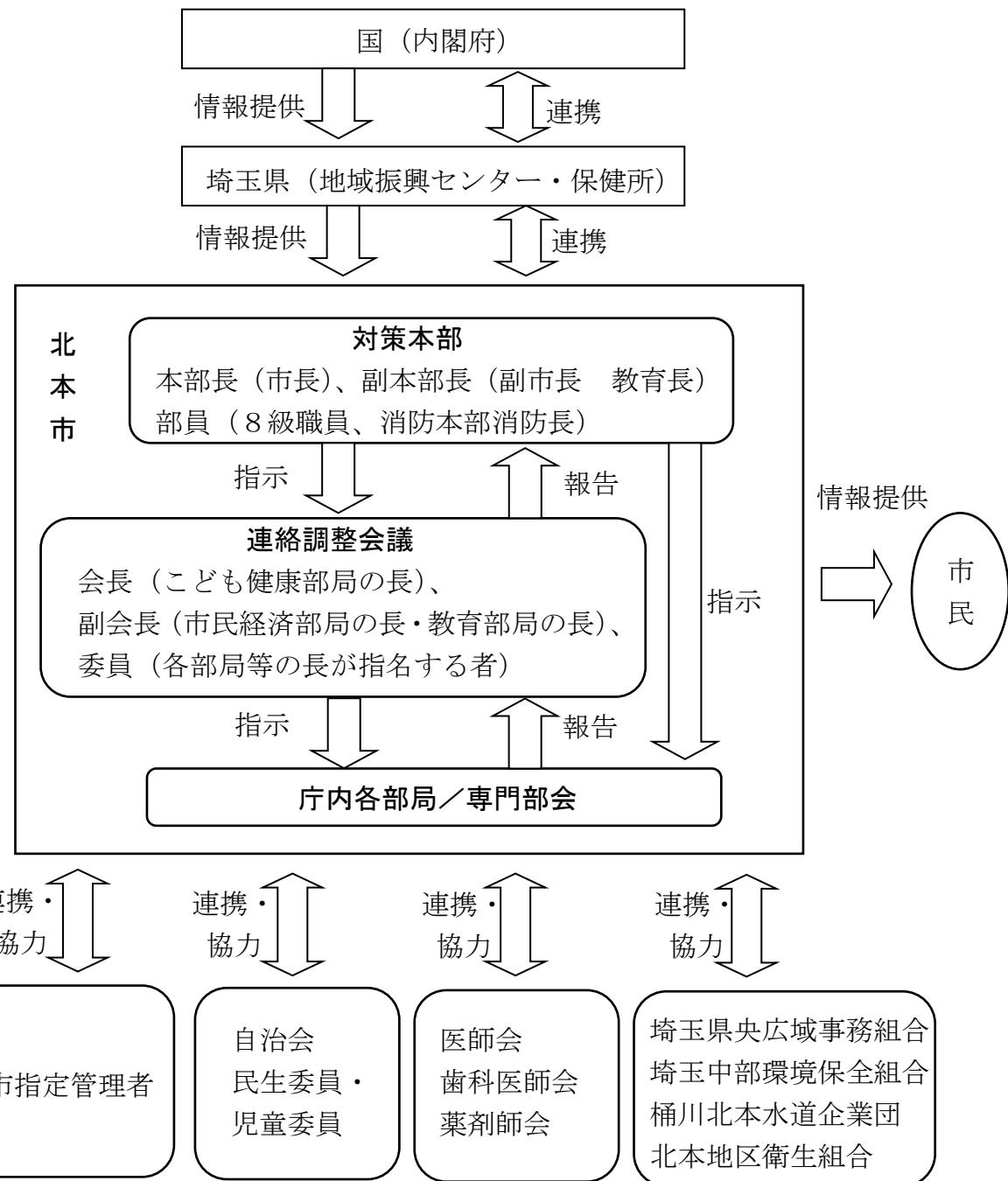
【北本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議】

構成	会長：こども健康部局の長 副会長：市民経済部局の長・教育部局の長 委員：各部局・会計部局及び議会事務局の長が指名する者
役割	<p>(1) 新型インフルエンザ等に関する情報収集、情報交換</p> <p>ア 各課が所管する施設（関係機関）との情報交換、内容確認</p> <p>イ 国、県（保健所）等からの通知、指示事項等の確認 →集約した情報を対策本部に報告</p> <p>(2) 状況に応じた対策の検討、策定、実施及び軽易な対策の決定 →対策の方針等で市民生活に大きな影響を及ぼす重要な事項については対策本部に提案</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等感染対策の普及啓発</p> <p>(4) 市行政業務の継続に関する調整</p> <p>(5) 市行動計画の見直し</p>
事務局	こども健康部局、市民経済部局

【北本市保健医療福祉活動に係る専門部会】

構成	会長：統括保健師 (保健師の調整ができる立場であり、北本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議の会長が指名する者) 副会長：統括保健師が指名する者 委員：各部局に配属される保健師、看護師、その他保健医療福祉関係の有資格者
役割	(1) 保健医療福祉活動の総合調整 (2) 保健医療福祉活動の具体的な実施協力体制の構築 (3) その他、北本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議において必要と認めること
事務局	こども健康部局

【新型インフルエンザ等対策の組織図】



【各部局等の主な役割】

各部局等に共通する役割	
部局名	各部局等の主な役割
政策推進部局	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の発表に関わる総合調整に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市民への周知に関すること。 ・新型インフルエンザ等に関する対策予算に関すること。 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部局の応援に関すること。
総務部局	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時における各部局間の応援調整に関すること。 ・職員の特定接種に関すること。 ・職員の勤務体制に関すること。 ・職員の健康管理及び感染対策に関すること。 ・感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること。 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部局の応援に関すること。
市民経済部局	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置及び運営に関すること。 ・連絡調整会議の設置及び運営に関すること。 ・県対策本部等の関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 ・危機管理に関する総合調整に関すること。 ・消防本部との連絡調整に関すること。 ・自治会等への協力要請に関すること。 ・非常用食料や一般的な感染予防資材等の防災備蓄品に関すること。 ・公共交通機関の業務継続に関すること。 ・家きん等に関して、事業者及びJAとの連絡調整に関すること。 ・廃棄物の収集及び処理の維持に関すること。 ・食料品、生活必需品の安定供給等の消費生活対策に関すること。 ・事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関すること。 ・電気、ガス、水道等のライフライン事業者への業務継続の要請に関すること。

部局名	各局部等の主な役割
市民経済部局	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣の監視等に関すること。 ・防疫に関すること。 ・一時的な遺体の安置所の開設に関すること。 ・県央みづほ斎場との連絡調整に関すること。 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部局の応援に関すること。
福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の支援に関すること。 ・福祉施設及び介護施設等での感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。 ・福祉施設及び介護施設等での新型インフルエンザ等患者の集団的な発生の把握に関すること。 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部局の応援に関すること。
こども健康部局	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置及び運営に関すること。 ・連絡調整会議の設置及び運営に関すること。 ・専門部会の設置及び運営に関すること。 ・県対策本部等の関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 ・新型インフルエンザ等に係るワクチンや健康相談窓口の設置等に関すること。 ・感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関すること。 ・ワクチンの予防接種に関すること。 ・保健所との連絡調整に関すること。 ・医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。 ・保育所、学童保育室等における感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。 ・保育所、学童保育室等での新型インフルエンザ等患者の集団的な発生の把握に関すること。 ・保育所、学童保育室等の業務継続、臨時休園等に関すること。
都市整備部局	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の業務継続に関すること。 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部局の応援に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部局の応援に関すること。
会計部局	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部局の応援に関すること。
教育部局	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会関係各施設の対応事項取りまとめ、調整に関すること。 ・小・中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。 ・小・中学校での新型インフルエンザ等患者の集団的な発生の把握に関すること。

部局名	各局部等の主な役割
教育部局	<ul style="list-style-type: none">・小・中学校の臨時休業等に関すること。・教職員の健康管理及び調整に関すること。・新型インフルエンザ等の発生時における他の部局の応援に関すること。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、市は、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁵⁴を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーション⁵⁵に基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目、手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ア 感染症に関する情報提供・共有

市は、新型コロナの取組を風化させることのないよう、平時から国及び県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動やその対策等について、市民等の理解を深めるため、SNS等の各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有⁵⁶を

⁵⁴ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

⁵⁵ 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

⁵⁶ 特措法第13条第1項

行う。これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市のこども健康部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校等においては、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

イ 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

ウ 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック⁵⁷の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発等を行う。

これらの取組を通じ、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

（2）新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な

⁵⁷ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

イ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手である市民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。

そのため、市は、コールセンター等の設置準備を進める。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策の状況等に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた正確な情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

(1) 情報提供・共有

市は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

また、市は、市民等が感染症対策に必要な情報を理解できるよう、国が作成した県及び市町村向けの Q&A 等を活用し、ウェブサイトを整備する。あわせて、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもな

ること等について、その状況等を踏まえつつ、市民等に対し、適切に情報提供・共有する。

また、市は、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、SNS 等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、市の広報媒体とともに適切な発信を継続する。

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点では把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

市は、その時点で把握している科学的知見等に基づき、感染拡大防止措置等の対策について、実施主体等を明確にしながら、関係機関や市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

(1) 情報提供・共有

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、感染拡大防止措置等の対策について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報が入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努めるため、コールセンター等を継続する。

また、市民等が感染症対策に必要な情報を理解できるように、国が作成した県及び市町村向けのQ&A等を活用しつつ、ウェブサイトを更新する。さらに、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A等に反映する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、市民等に対して適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県等の各種相談窓口に関する情報を整理し、周知する。

また、市は、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、市の広報媒体に適切な発信を継続する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、感染症有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

そのほか、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態⁵⁸における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等発生時に個人や事業者を対象に実施される可能性のあるまん延防止対策について理解の促進を図る。

⁵⁸ 特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保した医療提供体制で対応可能となるようする。このため、市内でのまん延防止やまん延時に迅速に対応できるよう準備等を行う。

2 所要の対応

（1）市内でのまん延防止対策の準備

市は、県から、業務継続計画に基づく対応の準備を行うよう要請された場合には、速やかに対応する。

（2）新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等の継続

市は、準備期に引き続き、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、継続して理解促進を図る。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。

2 所要の対応

（1）外出等に係る要請等の周知

市は、県が、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所への外出自粛や、都道府県間の移動自粛の要請を行った場合は、市民等に対し、県の要請等について速やかに周知し注意喚起を行う。

また、市は、県が緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を控える等の要請⁵⁹を行った場合は、市民等に対し、県の要請内容を速やかに周知し注意喚起を行う。

（2）基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策、人混みを避けること等を徹底することを要請する。

⁵⁹ 特措法第45条第1項

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう努める。そのため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制の着実な準備を進める。また、新型コロナワクチン接種の経験等を踏まえ、関係機関との調整も行う。

また、ワクチンの接種体制について、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するため、市は、関係機関とともに、必要な準備を行う。

2 所要の対応

(1) 基準に該当する事業者の登録等（特定接種⁶⁰の場合）

ア 登録事業者の登録に係る周知

市は、特定接種にかかる事業者の要件や登録手続きについて、国が行う市内事業者に対する周知に協力する。

イ 登録事業者の登録

市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力する。

(2) 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、県と連携して、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場に過度の負担が生じないように国に求めるとともに、国の整理を踏まえつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係者と連携し、接種

⁶⁰ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるとときに、臨時に行われる予防接種のこと。

特定接種の対象となり得る者は、

①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
 ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員（政府行動計画1-4-2の場合）であるが、②については、市行動計画の対象としない。

に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から実施する。また、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。

イ 特定接種（国が緊急の必要があると認める場合に限る）

市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

ウ 住民接種⁶¹（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項による臨時接種をいう）

平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）市は、県が平時から準備する市町村の住民接種体制を補完する仕組みについて協力する。また、市は、県及び国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁶²。

（イ）市は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関との委託契約等を通じて、市外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ）市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

（3）情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国及び県とともにウェブサイトやSNSを通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

⁶¹ 特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

⁶² 予防接種法第6条第3項

(4) DX の推進

市は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。

(参考) ワクチンの流通に係る体制の整備

県は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、市町村、県医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議し、県内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況を迅速に把握する方法、ワクチンの供給の偏在が生じた場合の卸売販売業者のお在庫に係る融通方法、ならびに市町村との連携方法及び役割分担について体制を構築する。

第2節 初動期

1 目的

準備期から計画した接種体制を活用し、速やかな予防接種へつなげる。

2 所要の対応

(1) 接種体制の構築

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

第3節 対応期

1 目的

国や県の方針に基づき、構築した接種体制に基づき接種を希望する市民全員が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

(1) 接種体制

ア 全般

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。

加えて、市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

イ 地方公務員に対する特定接種

国が特定接種の実施及び実施方法の決定⁶³を行った場合には、市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

(ア) 予防接種の準備

市は、国及び県と連携し、接種体制の準備を進める。

(イ) 予防接種体制の構築

市は、接種を希望する全ての市民が速やかに接種を受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等の協力を得ながら、準備期及び初動期に整理した接種体制を構築する。

⁶³ 特措法第28条

(ウ) 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有する。

また、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(エ) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的な施設を活用する等、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(オ) 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステム基盤等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(2) 副反応疑い報告等

ア ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、国及び県と連携し、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い、最新の科学的知見や海外の動向などの情報を収集に努め、市民へ適切な情報提供・共有を行う。

イ 健康被害に対する速やかな救済

市は、国及び県の協力を得ながら、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。

(3) 情報提供・共有

市は、国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象

者⁶⁴や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

なお、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国や県が情報提供・発信する予防接種に係る科学的根拠に基づく情報発信の徹底に努める。

⁶⁴ 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

第5章 保健

第1節 準備期

1 目的

市は、県等が収集・分析した感染症に係る情報について、積極的に感染症有事の際の迅速な情報提供・共有を行う。

2 所要の対応

（1）協力体制

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県等が行う、保健所、衛生研究所、他市町村、医療機関、消防機関等の関係機関等、専門職能団体等との意見交換や必要な調整等を通じた連携強化に協力する。

市は、自宅で療養する陽性者への食事の提供等の実施が必要となった場合に備え、県等が市と連携体制を構築することに協力する。

（2）体制整備

市は、県が実施する健康観察⁶⁵に協力するため、健康観察を実施できるよう体制を整備する。

（3）市民等への情報提供・共有

市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、感染症有事において適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

⁶⁵ 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

第2節 初動期

1 目的

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要であることから、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生時の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2 所要の対応

(1) 市民等への情報提供・共有の開始

市は、国及び県等が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等を市民等に周知し、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築し、双方向的なコミュニケーションの環境を整え、リスク認識や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県等、保健所及び衛生研究所等がそれぞれの役割を果たすとともに、市も連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

2 所要の対応

（1）感染症有事体制への移行

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るため、必要な情報を県と共有する⁶⁶。

（2）主な対応業務の実施

市は、県等、保健所及び衛生研究所等が行う、以下のア及びイに記載する感染症対応業務の実施について連携する。

ア 健康観察及び生活支援

市は、県が実施する健康観察に協力する。

併せて、市は、県等から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県等が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

イ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。

さらに、市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、県等と連携し、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

⁶⁶ 感染症法第16条第2項及び第3項

(3) 感染状況に応じた取組

ア 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の厚生労働大臣による公表後おおむね1か月までの時期

流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替え、市は、県等からの交代要員を含めた応援派遣要請に協力する。

イ 大臣公表後約1か月以降

市は、県等が実施する自宅療養の療養体制の強化について、食事の提供等の実施に協力をする。

第6章 物資

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等⁶⁷は、感染症有事において、新型インフルエンザ等対策の実施のために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁶⁸。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁶⁹。

⁶⁷ 市行動計画においては、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資（消毒液等（医薬品でないもの））に限るものという。

⁶⁸ 特措法第10条

⁶⁹ 特措法第11条

第2節 初動期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、市は、準備期に引き続き、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。

2 所要の対応

（1）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

準備期に引き続き、市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた上で、必要な感染症対策物資等が備蓄・配置されているかを確認する⁷⁰。

⁷⁰ 感染症法第36条の5

第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、市は、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2 所要の対応

（1）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を隨時確認する。

（2）備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して、近隣の地方公共団体が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める⁷¹。

⁷¹ 特措法第51条

第7章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

2 所要の対応

（1）情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

（2）支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。

（3）物資及び資材の備蓄⁷²

市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）2（1）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁷³。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁷⁴。

加えて、市は、市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

⁷² ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁷³ 特措法第10条

⁷⁴ 特措法第11条

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者⁷⁵等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておく。

(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討や、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

⁷⁵ 要配慮者への対応については、市行動計画 P62-64 「(参考) 要配慮者への対応」を参照のこと。

第2節 初動期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

（1）生活物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、県と協力して、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民の社会経済活動上重要な物資）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

（2）遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

2 所要の対応

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

イ 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁷⁶やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⁷⁶ 特措法第45条第2項

- (ウ) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- (エ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民の社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁷⁷。

オ 埋葬・火葬の特例等

市は、第7章第2節（初動期）2（2）の対応を継続して行うとともに、必要に応じ、以下の対応を行う。

- (ア) 市は、火葬場の経営者に、可能な限り火葬炉を稼働させることを要請する。
- (イ) 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになつた場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

（2）社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

イ 市民生活及び市民の社会経済活動の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民の社会経済活動の安定のため、以下の必要な措置をする。

（ア）ごみ収集・処理

まん延時でも一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正に行うために必要な措置を講ずる。

（イ）安定した上下水道の供給

まん延時でも水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

⁷⁷ 特措法第59条

参考 要配慮者への対応

(新型インフルエンザ等政府行動計画ガイドライン「保健」より抜粋)

1 準備期の対応

(1) 要配慮者の把握

- ・ 市町村は、自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により、孤独・孤立化し生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者、障がい者等が対象範囲となる。
- ・ 以下の例を参考に、各地域の状況に応じて、各市町村が要配慮者を決める。
 - ① 一人暮らし又は同居家族等の障がい、疾病等の理由により、介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
 - ② 障がい者のうち、一人暮らし等の理由により、介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
 - ③ 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らし等の理由により、支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時の対応が困難な者
 - ④ その他、支援を要する者（ただし、要配慮者として認められる事情を有する者）

(2) 要配慮者への支援内容の検討、食料品や生活必需品等の提供の準備

市町村は、要配慮者の登録情報を整理し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。

ア 安否確認に関する対策

安否確認の方法としては、市町村の職員や協力者が電話や訪問で確認する方法のほか、要配慮者自身が安否を電話やメール、SNS で知らせる方法が考えられる。また食料品や生活必需品の配布、ごみ出し支援、その他支援を安否確認と併せて行うことも考えられる。

イ 食料品・生活必需品等に関する対策

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時においても、登録事業者である食料品・生活必需品等の製造・販売事業者は、事業の継続に努めることとなるが、生産、物流の停滞等により食料品・生活必需品等の入手が困難になる可

能性もある。

- 各市町村では、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品や生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討を行い、地域の実情に応じた市町村行動計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進めることが必要である。
- 支援を必要とする者に対しては、地域の代表者や市町村の職員等が、個々の世帯を訪問し、食料品や生活必需品等を配布する方法も考えられる。
- 食料品や生活必需品等を配達する際には玄関先までとするなど感染機会や負担を軽減できる方法を検討する。
- 市町村は各市町村の状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要配慮者リストを作成する。
- 個人情報の活用については、各市町村において、個人情報を保有するに当たって特定した利用目的又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第61条第3項に基づき変更した利用目的のために、保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を利用・提供することが原則である（個人情報保護法第69条第1項）。
- 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、市町村が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援を行うことができる体制を構築する。
- なお、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、臨時に要配慮者に係る保有個人情報を、当該保有個人情報の利用目的以外の目的のために利用・提供する必要がある場合、市町村長において、個人情報保護法第69条第2項第2号若しくは第3号の「相当の理由⁷⁸」又は

⁷⁸ 要配慮者に係る保有個人情報の情報共有先の例示中、防災関係部局及び地方公務員である民生委員への提供は、個人情報保護法第69条第2項第2号又は第3号に掲げる利用又は他の行政機関等への提供に該当することから、市町村長は個人情報保護法第69条第2項第2号又は第3号該当性の判断を行うこととなる。行政機関等（市町村長）が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合（第2号）又は市町村長が他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合（第3号）であって、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供が、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があるとして、「相当の理由」があると市町村長が判断する場合に、市町村長は当該保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は他の行政機関等に提供することができる。

同項第4号の「特別の理由⁷⁹」に該当することを確認した上で、要配慮者本人から同意を得ずに、要配慮者に係る保有個人情報等を防災関係部局、民生委員、自主防災組織などの関係機関等の間で共有することが考えられる。

2 初動期及び対応期の対応

- ・ 市町村は、行動計画に基づき、要配慮者等への支援を実施する。
- ・ 市町村は、食料品や生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた行動計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。
- ・ なお、平時において、同居者がいる場合や、家族が近くにいることで日常生活できる障がい者や高齢者等についても、新型インフルエンザ等の感染拡大時においては、同居者や家族の感染により、支援が必要となる可能性がある。そのため、都道府県等は、新型インフルエンザ等に罹患し入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居者や家族に、生活支援を要する障がい者や高齢者がいる場合には、市町村と情報共有し、市町村は、相談支援専門員やケアマネジャー等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）を行う。

⁷⁹ 要配慮者に係る保有個人情報の情報共有先の例示中、自主防災組織については、行政機関等ではないことから、市町村長は個人情報保護法第69条第2項第4号該当性の判断を行うこととなる。「特別の理由」は、「相当の理由」よりも更に厳格な理由を必要とする。具体的には、当該保有個人情報の提供について、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②保有個人情報の提供を受ける側（自主防災組織）が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側（自主防災組織）の事務が緊急を要するものであること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、「特別の理由」があると市町村長が判断する場合に、市町村長は自主防災組織に対し、保有個人情報を提供することができる。

用語集（五十音順）

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。埼玉県地域保健医療計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。
衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）のこと。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染者	市行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症に罹患した者をいう。なお、感染者には無症状者等も含まれることに無自覚な者を含む。また、陽性者とは、検査等を経て、罹患したことが判明した者をいう。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。
感染症対策物資等	市行動計画においては、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資（消毒液等（医薬品でないもの））に限るものとする。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
国等	国及び国立健康危機管理研究機構（JIHS） 国立健康危機管理研究機構（JIHS）は、国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立される。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
県等	県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

埼玉版 FEMA	発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。 感染症危機対応において、埼玉版 FEMA は、本行動計画の実効性を確保するため、主体的な役割を果たすべき取組として位置付けており、連携協議会の委員を含め、全てのステークホルダーが不断に訓練を繰り返すことにより“関係機関同士の強固な連結を推進”し、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認する。
指定地方公共機関	特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。
指定地方公共機関等	指定地方公共機関及び特措法第2条第7号に規定する指定公共機関。
市民等	市民及び市内事業者。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）のこと。 県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 なお、特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画ガイドラインに基づくものとする。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
予防計画	感染症法第10条に規定する県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。県では、地域保健医療計画の一部（第3部第2章第5節 感染症医療）として策定している。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

北本市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行日 令和8年 月

発 行 北本市

編 集 こども健康部健康づくり課

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

T E L 048-591-1111 (代表)

F A X 048-592-5997
